

社会福祉施設等施設整備事業(国庫補助事業)の概要

1. 対象事業

社会福祉法人、医療法人、NPO法人等が設置する障害福祉サービス事業所や障害者支援施設について、改修等の施設整備を行う事業に対して補助を行うもの。

2. 対象施設

- ・障害福祉サービス事業(療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、短期入所、就労定着支援、自立生活援助、グループホーム)を実施する事業所
- ・障害者支援施設

3. 整備区分

- ・創設(新築)
- ・改築
- ・大規模修繕等(改修、耐震化整備、非常用自家発電設備の整備等)
- ・増築
- ・スプリンクラー整備等

4. 対象経費

障害福祉サービス事業所やグループホーム等の創設、改築、改修事業等に必要な経費

(1) 工事費

(2) 工事事務費(設計監理費)(工事費の2.6%以内)

※土地の造成費、外構工事、備品整備に係る経費等は補助対象外

※スプリンクラー整備事業は、工事事務費は補助対象外

5. 補助基準額

別紙の「補助基準単価」のとおり(令和9年度単価は国から示されていないため、令和8年度単価を参考掲載。)

6. 補助率

国1/2、県1/4(事業者負担1/4)

7. その他

- 事業を実施するには、事業計画の適格性について国庫協議を行い、国庫補助内示を受けることが必要。(県対応)
- 国庫協議を行う前には、県の社会福祉事業審査会、社会福祉審議会において、事業計画が審査され、了承される必要がある。(県対応)
- 予算に限りがある。原則として、県内で不足している短期入所等の定員を増加させる整備で、重症心身障がい者、強度行動障がい者、精神障がい者を対象とする施設(精神障がい者についてはグループホームに限る。)の整備を優先的に国庫協議対象事業とする。

社会福祉施設等施設整備事業(国庫補助事業)における留意事項

1 国庫協議までの流れ

- ・令和9年度の鳥取県の予算措置については、県の制度上、令和8年10月までに予算要求をする必要があるため、実施希望及び所要額調査の回答期限までに必要金額のあたりを付けておく必要がある。(10月までに連絡がない場合県の予算措置ができない可能性がある)
- ・国庫協議を行う前には、県の社会福祉事業審査会、社会福祉審議会において、事業計画が審査され了承される必要があるため、例年2月開催の県の社会福祉事業審査会、社会福祉審議会までに金額・事業計画・図面等を固めておく必要がある。
- ・国庫協議については、令和9年2月を予定しており、国庫協議後の事業計画の変更、設計図面の大幅な変更、は再協議が必要となるため、認められない場合がある。(国庫協議は事業計画が固まっているという前提で実施する)

2 制限について

- ・補助金の交付要綱「第5条(5) 補助対象事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、県が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならない」とあるため、県の契約手続きの方法を準拠することが必要。(一般競争入札や指名競争入札入札等により契約締結が必須)
- ・補助金を利用して建てた施設について、財産処分の制限がかかる。

<財産処分の制限について>

補助金を利用して建てた施設は、耐用年数が経過するまでに、知事の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸け付し、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

(例) 補助金を利用して建てた施設がもともと生活介護であったものを放課後等デイサービスに変更する場合、財産処分の手続きを受ける必要がある。

(1) 処分の制限年数…厚生労働省大臣が別に定める期間(＝耐用年数)(例:木造22年)

(2) 補助金返還額…(例:補助金額×((耐用年数－経過年数)/耐用年数))

【補助金額10,000千円 耐用年数22年 経過年数9年の場合 $10,000 \text{ 千円} \times (13 \text{ 年} / 22 \text{ 年}) \approx 5,910 \text{ 千円}$ 】

3 補助金対象外経費

対象外経費については、補助金の算定基準額から除外する。

対象外経費例: 日中一時支援の提供場所、土地の造成費、外構工事、備品(消火器、壁掛けエアコン、郵便受け等取り外しが可能なもの)

重度障がい児者及び強度行動障がい児者利用施設基盤整備事業の概要

1. 目的

重度障がい児者及び強度行動障がい児者を受入れる社会福祉法人等が行なう施設整備に対して助成を行うことにより、重度障がい児者及び強度行動障がい児者の受け入れ先の確保、保護者の負担や不安の軽減並びに重度障がい児者及び強度行動障がい児者の支援体制の充実を図ることを目的として交付する。

2. 事業内容

(1) 重度障がい児者利用施設基盤整備事業

生活介護事業所、共同生活援助事業所(グループホーム)、短期入所事業所、放課後等デイ事業所において、重度障がい児者を受け入れるために必要な施設の整備を行う社会福祉法人等に対して整備に必要な経費の助成を行う。

(2) 強度行動障がい児者利用施設基盤整備事業

強度障がい児者の受け入れを前提として、施設整備をする社会福祉法人等(すべての障害福祉サービスが対象)に対して整備に必要な経費の助成を行う。

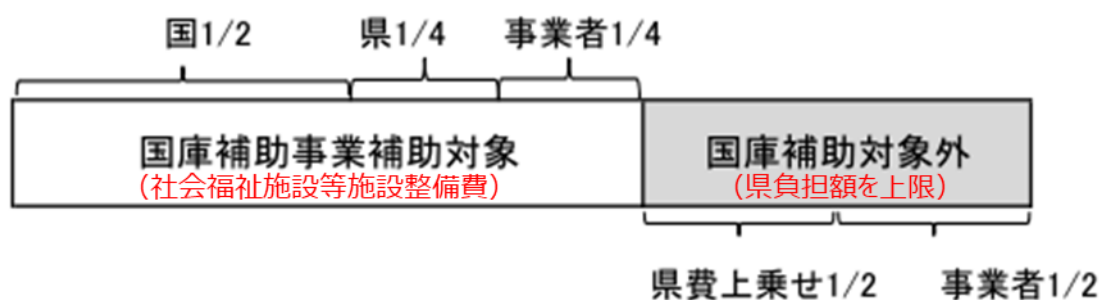
3. 補助対象

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱(平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知)(以下、「国庫補助金交付要綱」という。)の別表における対象経費。

対象経費における工事費及び工事事務費は、国庫補助に係る協議における対象経費の実支出予定額を限度とする。

4. 補助額

社会福祉施設等施設整備事業の国庫補助金の国庫補助対象経費から、国要綱の補助基準額に4/3を乗じた額を除いた額の1/2(但し、国庫補助金の県負担額を上限とする)



5. 重度障がい児者の定義

鳥取県重度障がい児者支援事業実施要綱第2条の規定による。

第2条 この要綱及び交付要綱において、「重度障がい児者」とは、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 次のいずれも満たす者

ア 障害支援区分(障害程度区分)4以上であること

イ 二肢以上に麻痺等があること

ウ 障害支援区分の認定調査項目のうち、「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれも「支援が不要」(障害程度区分にあつては「できる」)以外と認定されていること

エ 療育手帳Aを所持していること又はそれと同程度の知的障がいがあること

(2) 指定障害福祉サービス等の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第3号)において、療養介護の対象者とされるもの

6. 強度行動障がい児者の定義

鳥取県重度障がい児者及び強度行動障がい児者利用施設基盤整備事業補助金交付要綱第3条の規定による。

第3条 この要綱において、「強度行動障がい児者」とは、次のいずれにも該当するものとする。ただし、児童にあつては、以下に相当する支援の度合いが必要な者とする。

(1) 障害支援区分が区分4以上

(2) 支援区分認定の行動関連項目(12項目)が10点以上

鳥取県グループホームスプリンクラー等設置促進事業の概要

1. 目的

障がい者グループホーム等の利用者の安全性を確保するために有効であるスプリンクラー又は簡易型スプリンクラーの設置促進を図ることを目的とする。

2. 事業内容

- (1) 社会福祉施設等施設整備事業におけるスプリンクラー整備への上乗せ補助
- (2) 簡易型スプリンクラーの設置費補助

3. 補助対象

- (1) 短期入所事業所、共同生活援助事業所（グループホーム）において、鳥取県社会福祉施設等施設整備事業（スプリンクラー整備事業）の補助を受けてスプリンクラーを設置する社会福祉法人等
- (2) スプリンクラーの設置が義務付けられておらず借家を活用したグループホーム又は国庫補助対象外のグループホームにおいて、簡易型スプリンクラーを設置する社会福祉法人等

4. 補助基準額

- (1) 延べ面積1㎡あたり20,700円又はスプリンクラー設置に必要な経費
- (2) 簡易型スプリンクラー設置に必要な経費

5. 補助率

- (1) 社会福祉施設等施設整備事業3/4（国1/2、県1/4）
県上乗せ1/8（本事業）
事業者負担1/8
- (2) 県1/2、事業者負担1/2